



報道関係者 各位

令和5年1月30日

【照会先】

静岡労働局労働基準部監督課

監督課長 松本 政浩

主任監察監督官 森 正樹

(電話) 054-254-6352

建設工事現場に対する一斉監督における 監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った事業場の約45%で労働安全衛生法違反～

静岡労働局（局長 いしまるてつはる 石丸哲治）では、このたび、県下7労働基準監督署が労働災害の多発が懸念される年末の1か月間（令和4年12月）に集中して建設工事現場に対して行った監督指導の状況等を取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）。

令和4年（12月末現在）における県内の死亡災害は30件で令和3年に比べ7件増加しており、建設業では12名の方が亡くなっています（別紙2参照）。

静岡労働局では、今後も、建設工事現場に対する監督指導を実施するとともに、法違反を原因として重篤な労働災害を発生させた事業場や、法違反を繰り返す事業者に対しては、司法処分を含め厳正に対処することとしています。

年末の建設工事現場に対する一斉監督の概要

■ 実施期間

令和4年12月1日（木）から同年12月28日（水）

■ 監督実施事業場数

256事業場（うち、現場の元請事業場数は155、下請事業場数は101、現場数は155）

■ 法令違反の状況

- ・256事業場中、法令違反（労働安全衛生関係法令違反をいう。以下同じ。）が認められたのは116事業場で約45%
- ・155現場中、法令違反が認められたのは51現場で約33%
- ・最も多かった違反は、足場の墜落防止措置が講じられないなど足場にかかるもので90件（事業場全体の約35%）
元方事業者の下請け指導等の講ずべき措置にかかるものが28件（事業場全体の約11%）
開口部等での墜落防止措置が講じられていないなど、墜落防止措置に関するものが23件（事業場全体の約9%）

令和 4 年 12 月の建設工事現場一斉監督の実施状況

静岡労働局

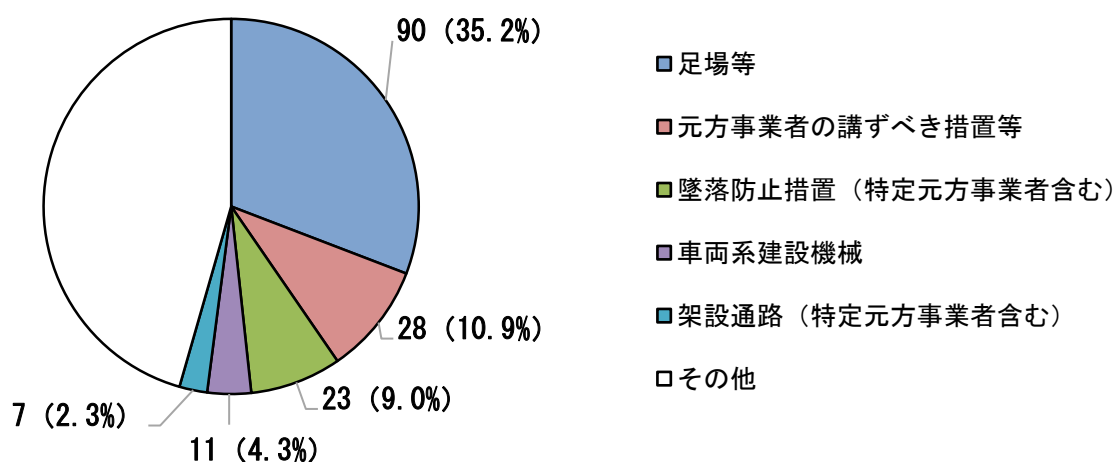
監督指導の状況

(1) 監督実施した工事現場における法令違反件数は以下のとおりであった。

工事別	監督実施 事業場数 (現場数)	違反あり 事業場数 (現場数)	違反率 (現場数)	使用停止等 命令書交付 件数 (内数)
建築工事業	201 (103)	112 (49)	55.7% (47.6%)	4 (2)
土木工事業	55 (52)	4 (2)	7.3% (3.8%)	0 (0)
合 計	256 (155)	116 (51)	45.3% (32.9%)	4 (2)

(2) 主な違反事項は、次のとおりであった。

《上位 5 位の違反事項の割合》



(3) 違反事項別違反件数

主な違反事項	違反件数
【元方事業者の講ずべき措置等】	28
【粉じん用呼吸保護具の使用】	2
【作業主任者等の氏名等の周知】	6
【車両系建設機械関係】	11
【高所作業車】	3
【型枠支保工についての措置等】（特定元方事業者含む）	6
【電気機械器具】	2
【墜落防止措置】（特定元方事業者含む）	23
【通路・作業場の床面】	4
【足場等】	90
【元請による協議組織の設置及び運営】	6
【元請による作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視】	2
【元請による車両系建設機械、クレーン等の作業計画に対する指導】	2
【架設通路】（特定元方事業者含む）	7
【作業構台についての措置】（特定元方事業者含む）	4
その他	6

(4) 監督指導等事例には、以下のようなものがあった。

事例1(建築工事)

足場に対しての措置

概要

- 高等学校体育館の外壁塗装及び屋根防水工事現場において、1次下請が外壁塗装工事を行っていたが、外部外周のくさび緊結式足場の高さ2メートルを超える2層目の一部について、手すり等の墜落防止措置を講げずに作業を行っていた。

労基署の対応

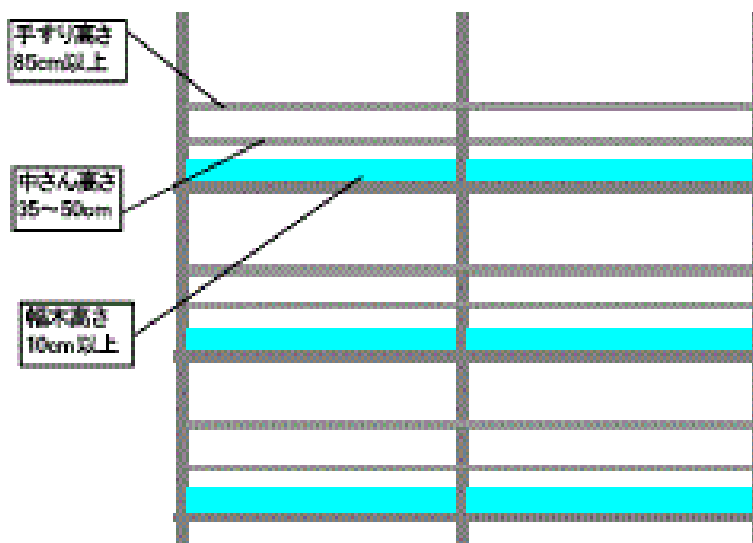
- 足場の当該箇所での作業停止措置及び手すり等の設置の変更措置を命じた。

指導後の現場の取組

- 手すりの復旧措置を講じ、適正な墜落防止措置を講じた。

《適正な墜落防止措置の例》

手すり(高さ85cm以上の位置)
+ 中さん(高さ35~50cmの位置)
+ 幅木(高さ10cm以上)



事例2(土木工事)

車両系建設機械(ドラグ・ショベル)に対する措置

概要

- 老朽化団地の解体工事現場において、一次下請業者が使用するドラグ・ショベルが稼働していたが、機体の旋回半径内で手元作業を行っていた関係労働者との接触による危険が認められた。

労基署の対応

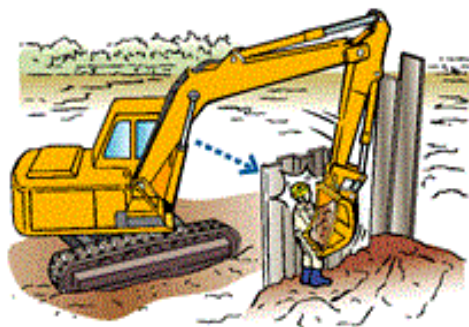
- 直ちに接触防止措置を取るよう関係者に指示し、事業者に対し是正勧告を行った。

指導後の現場の取組

- 車両系建設機械を用いて作業を行う際に、旋回半径内を示すバリケードを設置することによる接触防止措置を取ることとした。

☆接触による危険防止対策について

- 旋回範囲を明確にするため、バリケードの設置等の措置を講じ、関係労働者に周知し、旋回範囲内への立入禁止を徹底する。
- 誘導者を配置する場合には、担当者を明確にし、合図による作業を徹底する。



令和 4 年 建設業 死亡 災害 発生 状況

令和4年12月31日（暫定値）

静岡労働局

1. 月別発生状況

月	建設業					全産業					建設業が全産業に占める割合
	4年		3年		増減	4年		3年		増減	
	人数	累計	人数	累計		人数	累計	人数	累計		
1	3	3	1	1	2	6	6	2	2	4	50.0
2	1	4	2	3	1	4	10	4	6	4	40.0
3		4		3	1		10		6	4	40.0
4		4		3	1	3	13	1	7	6	30.8
5		4		3	1	1	14		7	7	28.6
6		4		3	1		14	3	10	4	28.6
7		4		3	1	1	15	1	11	4	26.7
8	1	5	2	5		2	17	2	13	4	29.4
9	4	9	3	8	1	6	23	6	19	4	39.1
10	3	12	2	10	2	5	28	2	21	7	42.9
11		12		10	2	1	29	1	22	7	41.4
12		12		10	2	1	30	1	23	7	40.0

* 建設業・全産業の3年の件数・累計は、各月末日の件数

* 増減は、右上の現在の日における前年との差を表示している

2. 事故の型・起因物別発生状況

型	転墜	転倒	巻き込まれ	倒崩	感電	交通事故	落飛	激突	破爆	その他	計	比率
起因物	落落	倒	ま	壊壊	電	故	来	れ	発	他		
仮設物建設物等	4										4	33.3
動力運搬機	1		1					1			3	25.0
建設用機械等												
乗物												
ガス等有害物									1		1	8.3
用具												
電気設備												
クレーン等												
地山	1			2							3	25.0
その他	1										1	8.3
計	7		1	2				1	1		12	100.0
比率	58.3		8.3	16.7				8.3	8.3		100.0	

3. 工事の種類別発生状況

工事の種類	人数	比率
鉄筋・鉄骨コンクリート造建築工事		
木造建築工事	2	16.7
その他の建築工事	1	8.3
小計	3	25.0
上下水道工事	1	8.3
道路建設工事	2	16.7
その他の土木工事	2	16.7
小計	5	41.7
その他の建設工事	4	33.3
合計	12	100.0

4. 発注者別・工事の種類別発生状況

区分	工事の種類	人数	比率
発注者	国	土木工事	1
		建築工事	1
		その他の工事	
	県	土木工事	1
		建築工事	1
		その他の工事	
	市町	土木工事	3
		建築工事	3
		その他の工事	
独立行政法人、特殊会社等	土木工事		
	建築工事		
	その他の工事		
民間	土木工事		
	建築工事	3	
	その他の工事	4	
その他			
計		12	100.0

* 「その他」は、発注とは関係しない業務における災害

5. 現場規模による区分

規模	人数	比率
1～9	10	83.3
10～19	2	16.7
20～29		
30～39		
40～49		
50～		
計	12	100.0

* 「4」の表の「その他」は、計上していない

6. 年齢別による区分

年齢	人数	比率
20歳未満	3	25.0
20～29		
30～39	1	8.3
40～49		
50歳未満計	4	33.3
50～59	2	16.7
60歳以上	6	50.0
50歳以上計	8	66.7
計	12	100.0

7. 署別発生状況

	三島	沼津	富士	静岡	島田	磐田	浜松	計
当年		1	1	2	1	2	5	12
前年	2	1	2		1	1	3	10
増減	-2		-1	2		1	2	2
昨年間	2	1	2		1	1	3	10

* 「前年」は「当年」と同時期、「昨年間」は前年1年間の状況

令和4年死亡災害発生状況（建設業）

※令和4年12月31日現在（暫定値）

静岡労働局

No.	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
1	浜松	1月 13時～14時	その他の建設業 10～29人	激突され フォークリフト	機械の解体作業中に、溶断中の鋼材をフォークリフトで動かしたところ、当該鋼材の溶断作業をした被災者に落下した。
2	磐田	1月 17時～18時	その他の建設業 10人未満	墜落、転落 その他の装置・設備	ごみ処理施設内で、径60cmのダクト内で塗装作業中、約2.5m下の送風機の上に頭から墜落し死亡。なお、墜落時の体位により窒息死したもの。
3	沼津	1月 1時～2時	土木工事業 10人未満	崩壊、倒壊 地山・岩石	下水道工事中に、水道管の布設が終わり、土止めを取り外した後、掘削箇所内に立ち入ったところ土砂が崩壊した。
4	静岡	2月 11時～12時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	住宅の建方工事中、2F部分から墜落した。頸髄損傷により8日後に死亡した。
5	富士	8月 10時～11時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 足場	店舗改修工事において、天井の電灯の配線替えのため、脚立足場（作業床の高さ約1.8m）に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から床面に墜落し死亡した。
6	島田	9月 11時～12時	土木工事業 10人未満	はさまれ、巻き込まれ トラック	4tダンプトラックの荷の載せ替え作業中に、駐車のために後進していたダンプトラックと停車していたドラグ・ショベルとの間に挟まれ死亡した。
7	浜松	9月 14時～15時	土木工事業 10人未満	崩壊、倒壊 地山・岩石	台風15号の影響で県道に流れ出した土砂の撤去作業を行っていたところ、排水管から大量の水が噴き出し約20m下に転落し死亡した。
8	浜松	9月 5時～6時	その他の建設業 10人未満	爆発 可燃性のガス	被災者が浜松市内の工事現場に向かう途中、東名高速豊田JCT付近で交通渋滞により停車していたところ、後方から来たトラックが急ブレーキをかけ荷台のガスボンベを道路上に散乱させた。被災者はガスボンベが落下した衝撃により発生した爆発火災により火傷を負い死亡した。
9	磐田	9月 11時～12時	その他の建設業 10人未満	墜落、転落 足場	脚立と庇の間に渡した足場板の上で配管の切断を行っていたところ、加圧されていた配管内の空気が噴き出し、勢いで約2.5m下の地面に墜落し死亡した。
10	浜松	10月 15時～16時	土木工事業 10人未満	墜落、転落 不整地運搬車	河川敷にて、伐木等を不整地運搬車で運搬する作業等を行っていたところ、オペレーターが乗ったまま不整地運搬車が川に転落し死亡した。
11	浜松	10月 13時～14時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 作業床・歩み板	民家に付属するウッドデッキを解体中、ウッドデッキのフェンスを取り外す作業を行っていたところ、ウッドデッキが崩れ、乗っていた2名が約3.6mの高さから墜落し、うち1名が死亡した。
12	静岡	10月 10時～11時	土木工事業 10人未満	墜落、転落 地山、岩石	台風15号の影響に伴う農道の補修工事の際に、地面をドラグ・ショベルのバケットの背で押さえつけ締め固めていたところ、農道の一部が崩壊し、乗っていたドラグ・ショベルとともに約2.8m下の地面へ転落し死亡した。